

「子ども・子育て支援新制度」の概要

平成25年11月
加古川市

◎ 子ども・子育て支援新制度とは

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度。
財源である消費税の増税時期を踏まえ、平成27年4月に施行予定。

◎ 子ども・子育て関連3法とは

① 子ども・子育て支援法

「給付」の創設、「地域子ども・子育て支援事業」の拡充

「子ども・子育て支援事業計画」の策定、「子ども・子育て会議」の設置 等

② 認定こども園法の一部改正法

認定こども園制度の改善、新たな「幼保連携型認定こども園」の創設

③ 関係法律（児童福祉法等）の整備法

「地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）」の市町村認可化
放課後児童クラブの対象年齢の拡大（小学校3年生⇒6年生） 等

◎ 子ども・子育て支援新制度の目的とは

① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

親の就労の状況にかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられる環境の整備
認定こども園の普及

② 地域の子育て支援の充実

地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

③ 保育の量的拡大・確保

待機児童の解消、多様な保育ニーズへの対応

子ども・子育て支援新制度の全体像

子ども・子育て支援新制度では、「給付」と「事業」で構成される子ども・子育て支援サービスを提供

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な主体が本制度に参入することを促進する事業
- ⑤放課後児童クラブ
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧養育支援訪問事業
(要支援児童、要保護児童の支援に資する事業)
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児・病後児保育事業
- ⑫ファミリー・サポート・センター事業
- ⑬妊婦健診事業

子ども・子育て支援給付について

1. 「保育の必要性」の認定

市町村は、保護者からの申請に基づき、個々の児童について「保育の必要性」の認定を行い、「支給認定証」を交付。

保護者は、認定内容に応じた教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）等のサービスを利用することができる。

保育の必要性の認定		受け入れ可能な教育・保育施設等
保育を必要としない3～5歳児	1号認定児	認定こども園、幼稚園
保育を必要とする3～5歳児	2号認定児	認定こども園、保育所
保育を必要とする0～2歳児	3号認定児	認定こども園、保育所 (地域型保育事業)

保育を必要とする事由（現行の「保育に欠ける」要件に相当）など、「保育の必要性」にかかる基準は、国が定める基準に基づき、市町村が定める。

2. 「施設型給付」

(1) 特定教育・保育施設の確認

市町村は、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の設置者からの申請に基づき、利用定員を定めた上で施設型給付の対象施設であることを確認する。 ※現行制度で認可・認定を受けている施設はみなし確認

(2) 施設型給付費の給付

支給認定証の交付を受けた保護者は、特定教育・保育施設の教育・保育サービスを利用し、支給認定に応じた給付を受けることができる。

ただし、給付費が確実に教育・保育に要する費用に充てられるよう、保護者に代わって教育・保育施設が受領する（法定代理受領）。

給付費算定の基準となる「公定価格（質の確保・向上が図られた教育・保育サービスの提供に必要な費用の水準）」は、国が定める。

「施設型給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

(3) 利用調整、契約等

市町村は、支給認定を受けた保護者と施設の利用調整を行い、保護者と施設が直接契約する。（利用料は施設が保護者から徴収する。）

ただし、認可保育所の利用については、従来どおり保護者と市町村が契約する。（利用料は市町村が保護者から徴収する。）

利用者負担額は、現行の水準や、保護者の負担能力を勘案した応能負担。

3. 「地域型保育給付」

(1) 特定地域型保育事業者の確認

児童福祉法の改正により、新制度では0～2歳児の保育を対象とする次の4事業が市町村認可事業となり、認可事業者からの申請に基づき、市町村は利用定員を定めた上で、地域型保育給付の対象事業者であることを確認する。

- ①小規模保育事業（定員6人以上19人以下）
- ②家庭的保育事業（定員5人以下）
- ③居宅訪問型保育事業（子どもの居宅等において行う保育）
- ④事業所内保育事業（従業員の子どもに加え、一定割合の地域の子どもを保育）

(2) 地域型保育給付費の給付

支給認定証の交付を受けた保護者は、特定地域型保育事業者の保育サービスを利用し、支給認定に応じた給付を受けることができる。

ただし、給付費が確実に教育・保育に要する費用に充てられるよう、保護者に代わって地域型保育事業者が受領する（法定代理受領）。

「地域型保育給付費」＝「公定価格（国が定める）」－「利用者負担額」

(3) 利用調整、契約等

市町村は、支給認定を受けた保護者と事業者の利用調整を行い、保護者と事業者が直接契約する。（利用料は施設が保護者から徴収する。）

利用者負担額は、現行の水準や、保護者の負担能力を勘案した応能負担。

地域子ども・子育て支援事業について

子ども・子育て支援法第59条に基づき、市町村は地域の実情やニーズに応じて、次の13事業を地域子ども・子育て支援事業として実施。

①利用者支援事業《新設》

新制度の実施に伴い、保護者が多様化する子ども・子育て支援施策（学校教育、保育、地域子ども・子育て支援事業）から適切な選択ができるよう、分かりやすい情報の提供や利用にあたっての支援を行う。

②延長保育事業

③実費徴収に係る補足給付を行う事業《新設》

現在、国において検討中であり、詳細は不明。（支給認定を受けた子どもが教育・保育を受ける際に、教育・保育施設や地域型保育事業者に支払う日用品や文房具その他物品の購入に要する費用に対して、その世帯の所得状況に応じて助成を行うことが想定されている。）

④多様な主体が本制度に参入することを促進する事業《新設》

現在、国において検討中であり、詳細は不明。

⑤放課後児童クラブ《改正》

児童福祉法の改正により、これまで概ね10歳未満の小学生（3年生まで）が対象とされていたものが、地域のニーズに応じて小学校6年生まで対象とする。

設備・運営に関する基準は、国が示す基準に基づき市町村が条例により定める。

⑥子育て短期支援事業

⑦乳児家庭全戸訪問事業

⑧養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業

⑨地域子育て支援拠点事業

⑩一時預かり事業

⑪病児・病後児保育事業

⑫ファミリー・サポート・センター事業

⑬妊婦健診事業

子ども・子育て支援事業計画の策定について

子ども・子育て支援法では、市町村及び都道府県に対し、国の「基本指針」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付け。

- 市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」策定し、計画に基づき給付・事業を実施。
- 計画期間は5年間（平成27～31年度）
- 必須記載事項
 - ①地域の実情や地理的状況等を勘案した「教育・保育区域」の設定
 - ②各年度における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「量に対する供給の確保方策」「実施時期」
 - ・「量の見込み」は、「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定。
⇒利用希望を把握するため、「ニーズ調査」の実施が必要。
 - ・「確保方策」では、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）や地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、一定の地域の子どもを受け入れる事業所内保育）による確保方策をはじめ、地域子ども・子育て支援事業の確保方策を記載。
⇒量の見込みと供給体制に差がある場合は、施設・地域型保育事業の整備や、事業の実施が必要。
 - ③幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制の確保の内容
- 任意記載事項
 - ①産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保
 - ②子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
 - ③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
- 計画の策定にあたっては、兵庫県との協議・調整が必要。
- 計画の策定・変更、進捗管理にあたっては、「子ども・子育て会議」から意見を聴かなければならない。
- 計画の策定期限は平成27年3月末ではあるが、平成27年度実施の教育・保育施設等の利用申込みが平成26年秋には開始されるため、平成26年9月頃までに概ねの案をとりまとめる必要がある。

子ども・子育て会議の設置

新制度に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定や施策の展開にあたり、国及び自治体（都道府県、市町村）では「子ども・子育て会議」を設置し、子育てや子育て支援の当事者等の意見を反映させることにより、地域の実情やニーズを踏まえた内容とすることが必要。

1. 設置根拠

◎加古川市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第27号）

◎子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

《抜粋》

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。（以下略）

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

2. 趣旨・目的

◎子ども・子育て支援法では、自治体での子ども・子育て会議の設置は努力義務。（国は必置）

◎新制度における子ども・子育て支援施策が、地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえたものであることを担保するため、自治体で設置する「子ども・子育て会議」が重要な役割を担うことが期待されている。（ほぼ全ての自治体において設置されている状況。）

◎子ども・子育て会議の設置により、子育て当事者等の意見を「子ども・子育て支援事業計画」に反映させ、地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえたものとする。

◎新制度に基づく子ども・子育て支援施策の実施状況について、子ども・子育て会議の意見を聴きながら、継続的な点検・評価・見直しを行っていく。

3. 所掌事務

子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、加古川市における子ども・子育て支援に関して、市長が必要と認める事項を調査審議する。

《子ども・子育て支援法第77条第1項の規定による所掌事務》

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定について意見を述べること
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の利用定員について意見を述べること
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること

4. 委員

国の子ども・子育て会議の委員構成は、子ども・子育て支援法第74条第2項で規定。

一方、地方版子ども・子育て会議の委員は、法に定めがないが、内閣府より「国の委員構成を参考として幅広い関係者をバランスよく集めること」とされ、国の委員構成に準じた構成とする。

◎定員・・・20名

◎委員構成・・・子どもの保護者、事業主の代表、労働者の代表、子ども・子育て支援事業の従事者
学識経験者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者

◎任期・・・2年（再任可）

◎会長・副会長・・・委員の互選により定める